

「石巻市一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画」（案）の概要

1 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定する法定計画です。市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

現行の一般廃棄物処理基本計画は、目標年度を平成29年度として平成19年度に策定していますが、東日本大震災により廃棄物を取り巻く環境が変化していること、また国の制度改正等に対応するため、今回、計画の見直しを行うものです。

これまで実施してきた施策の人口フレームを見直すとともに、平成28年度を初年度とし、平成37年度を計画目標年度とする10ヵ年計画とし、今後の一般廃棄物処理の方策を明らかにすることを目的とする。

平成(年度)												
20~25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
前回計画【H20年度～29年度】												
			本計画【(平成28年度～37年度)10ヵ年】									

2 ごみ処理の課題

現況から、抽出したごみ処理の課題は以下のとおりとなる。

処理システム指針から見た課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電の回収検討 ・小型家電の循環的利用方法の検討 ・1人1日当たりのごみ排出量の削減 ・資源回収率（リサイクル率）の向上
減量化・資源化における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者の意識向上、啓発活動 ・集団資源回収の推進
中間処理の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的取組みの推進 ・中間処理施設のあり方の検討
最終処分の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・既存最終処分場の適正管理 ・既存最終処分場の容量逼迫
その他の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療廃棄物の処理 ・適正処理困難物の処理 ・不法投棄対策 ・適正な収集運搬体制の構築 ・ごみ集積所の適正な維持管理 ・ごみ集積所の確保

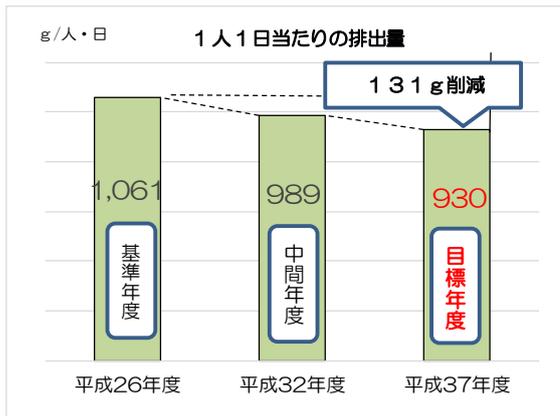
3 目標の設定

国・県の目標値を基に、本市における減量化・資源化の目標値を以下のとおり設定する。

《目標1》 1人1日当たりのごみ排出量

平成37年度には、1人1日当たりのごみ排出量を930g以下に削減する。

項目	基準年度 平成26年度	目標年度 平成37年度
1人1日当たりのごみ排出量	1,061g	930g
総ごみ量	57,802t	46,517t



131gのごみ減量とは？

市民一人あたりのごみ量を930gにするためには、今より市民一人1日あたり131gのごみを減らす必要があります。バナナ1本あたり約130g



何をどうすれば？

ものを買うときにマイバックを持参してレジ袋を断ると5~10g、手提げ紙袋を断ると50gのごみ減量になります。



《目標2》 リサイクル率

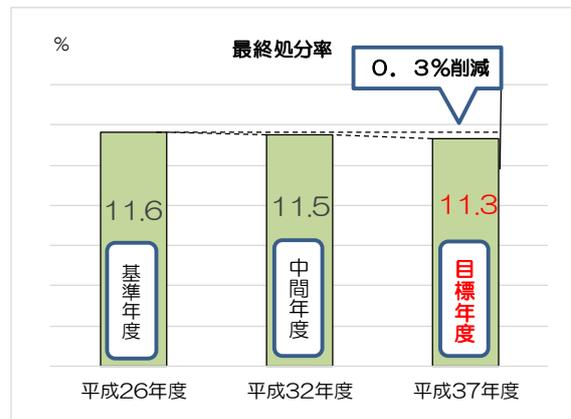
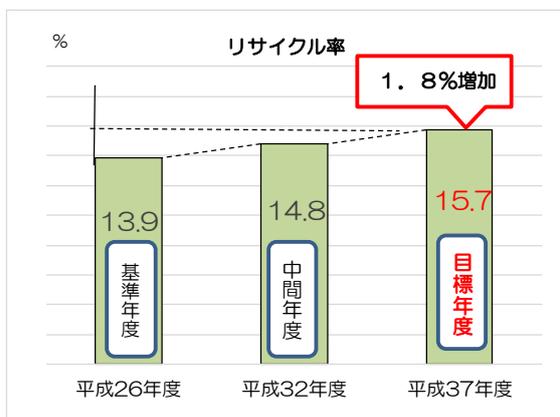
平成37年度には、リサイクル率を15.7%以上に引き上げる。

項目	基準年度 平成26年度	目標年度 平成37年度
リサイクル率	13.9%	15.7%
総資源化量	8,007t	7,305t

《目標3》 最終処分率

平成37年度には、最終処分率を11.3%以下に引き上げる。

項目	基準年度 平成26年度	目標年度 平成37年度
最終処分率	11.6%	11.3%
総埋立量	6,688t	5,251t



4 計画の推進と進行管理

(1) 基本方針

みんなでつくる ごみ減量のまち いしのまき

(2) 施策の基本方向

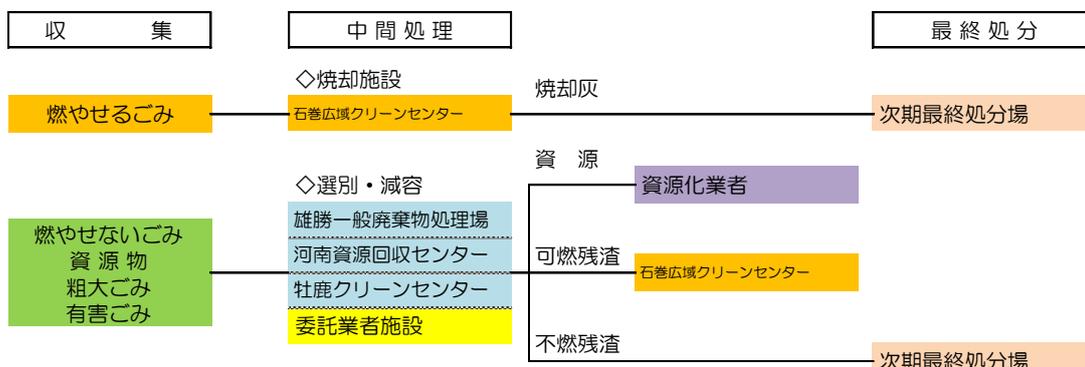
3Rを推進するため、発生抑制によるごみ量の削減や、適正分別の励行、新規品目の資源回収等による資源化率の向上を図っていく。



(3) ごみ処理体系

基本方針における将来像と目標を達成するため、平成37年度段階で、下記のごみ処理体系を目指していくこととする。中間処理については、当面は既存施設での処理を継続することとするが、必要に応じて新規施設の整備を検討する。

次期最終処分場については、平成35年度の供用開始を目標に、調査・計画・建設を進めていく。



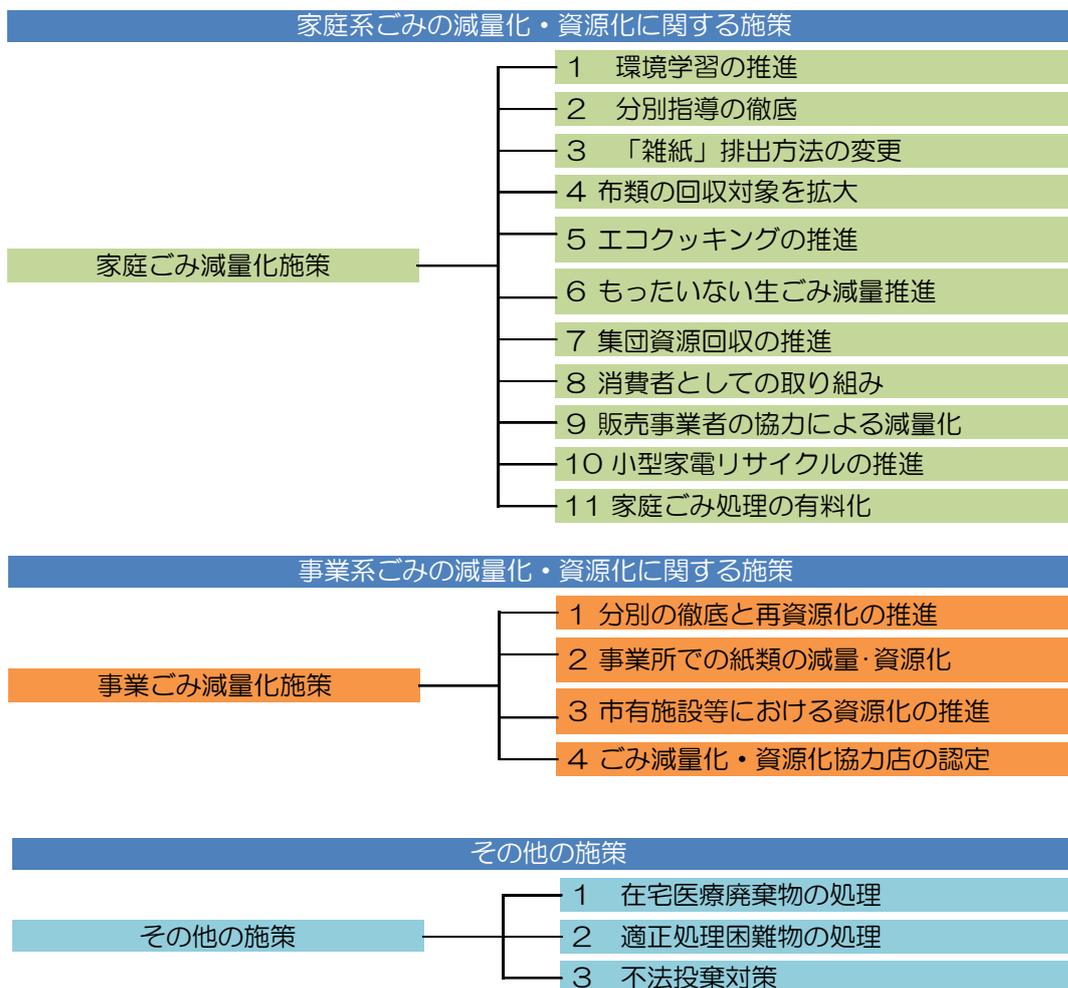
(4) 収集運搬体系

収集運搬計画については、以下のとおりとする。

項目	内容
収集区分	リサイクル率向上のために、小型家電の回収について適宜検討していく。
収集運搬体制	東日本大震災の影響による市民の居住移転を踏まえ、効率的かつ均衡のとれた、収集エリアの変更等を検討していく。
ごみ集積所の適正な維持管理	管理する自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、適正な維持管理ができるよう努めていく。また、適正な排出や減量・リサイクルの推進のために、管理指導體制を設け、衛生環境の保全、美観の維持に努めていく。
ごみ集積所の確保	新たに区画整理事業等を行う場合は、ごみ集積所となる場所を確保し適正な維持管理が行えるように努めていく。

(4) 減量化・資源化重点施策

市民・事業者・行政がより一層協働し、ごみを出さない環境づくりを進めることが重要であり、次の施策の展開を図ります。



(5) 中間処理計画

1) 広域的な取組みの推進

災害などの非常時においても、迅速かつ適正に処理ができるように処理体制を確立することが重要となり、改めて検討することが必要となっている。

今後は、施設を集約化し廃棄物を一元的に処理できる総合的な施設整備を検討するとともに、災害に強いごみ処理施設の「整備・運営」あり方を関係自治体と協議していく。

2) 中間処理施設のあり方の検討

石巻市牡鹿クリーンセンターについては、平成7年の稼働後、既に20年が経過しており、老朽化が著しいことから、今後のあり方を検討することとする。また、各資源化施設については、併設する最終処分場の閉鎖にともない機能が半減することから、施設の集約化を検討していくこととする。

(6) 最終処分計画

1) 次期最終処分場の整備

最終処分場の埋立量満了の想定が平成34年度であるので、平成35年度の供用開始を目標とし調査・計画・建設を進めていく。

2) 現行最終処分場の適正運用と適正閉鎖

閉鎖までの間は、関係法令を遵守した維持管理を行い、適正に廃止を行う。